

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1

2016/09/26

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	射水市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852

執行機関名 射水市長

2

16

162116

ひとり親等の医療費助成に関する事務

57-1

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第143号)によるひとり親等の医療費助成に関する事務
番号法別表第1の項	37	
番号法別表第2の項	57	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表1 第3の項 射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第143号)によるひとり親等の医療費助成に関する事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 第1条	射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第143号)第1条
事務の趣旨又は目的	児童扶養手当法 第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第143号)